

# 若年消費者教育の本校における取組

愛知県立蒲郡高等学校 原瀬昌泰

## 1. 本校における消費者教育の取組の経緯

県民生活部県民生活課では、平成22年度から若年者層に対する消費者教育を重点的に取り組んでいるが、この度、本校が消費者教育の指定校の任を受けた。本校での、若年者消費者教育の取組について報告をする。

## 2. 年間を通しての取組

### (1) 全校生徒に講話

- ア 日時 平成23年7月14日 12:00～12:50
- イ 場所 体育館にて全校生徒712名を対象に講話実施
- ウ 講話の内容 携帯電話・インターネットの落とし穴（個人情報流出、不当請求、出会い系等）  
講師 愛知県総合教育センター 研究指導主事 小山 真臣氏

### (2) アンケート調査とパンフレット配布

- ア 期日 平成23年10月4日
- イ アンケート 消費生活アンケートを全校生徒（712名）に実施
- ウ パンフレット パンフレット「かし子さんの消費者トラブル手帳 [若者編]」を全校生徒に配布

### (3) PTA研修会にて消費者教育講座を実施

- ア 期日 平成24年2月2日（木） 14:30～15:30
- イ 場所 プレゼンテーションルームにて保護者45名を対象に実施
- ウ 研修内容 最近の高校生の消費者相談事例とその解決方法  
講座名 「若年の消費者トラブルについて」  
講師 牧原陽子氏（東三河県民生活プラザ消費生活相談員）

### (4) 3年生を対象とした悪質商法被害未然防止出前講座を実施

- ア 期日 平成24年2月9日（木） 3・4限 11:00～12:50
- イ 場所 プレゼンテーションルームにて 3年生 233名
- ウ 講座内容 契約についての解説（クイズ）、若者に迫る、ネット詐欺の驚異  
講座名 「若者（高校生）向け 悪質商法被害未然防止出前講座」  
講師 大橋喜美子氏（消費生活アドバイザー）  
劇団 異空間 5名  
始業の挨拶

「契約とは？」の寸劇（約20分）

消費生活アドバイザーによる解説（約15分）

休憩（約5分）

「若者に迫る、ネット詐欺の脅威」の寸劇（約20分）

消費生活アドバイザーによる解説（約15分）

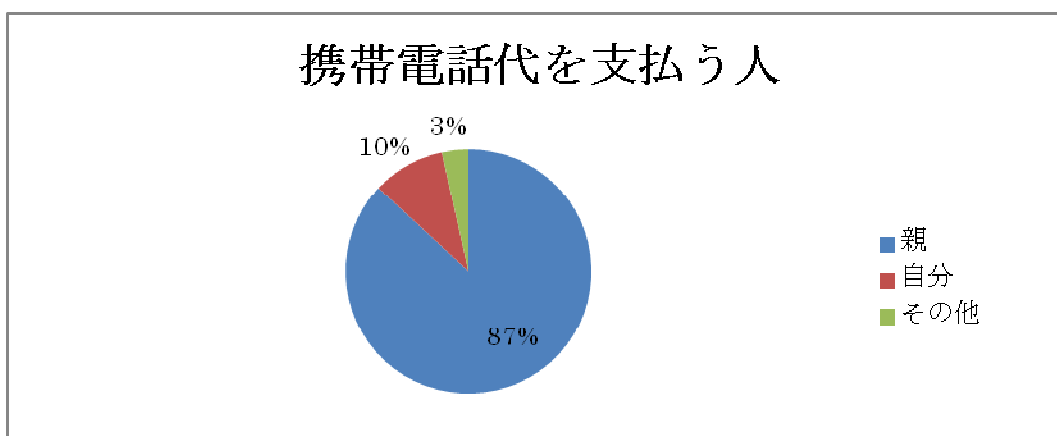
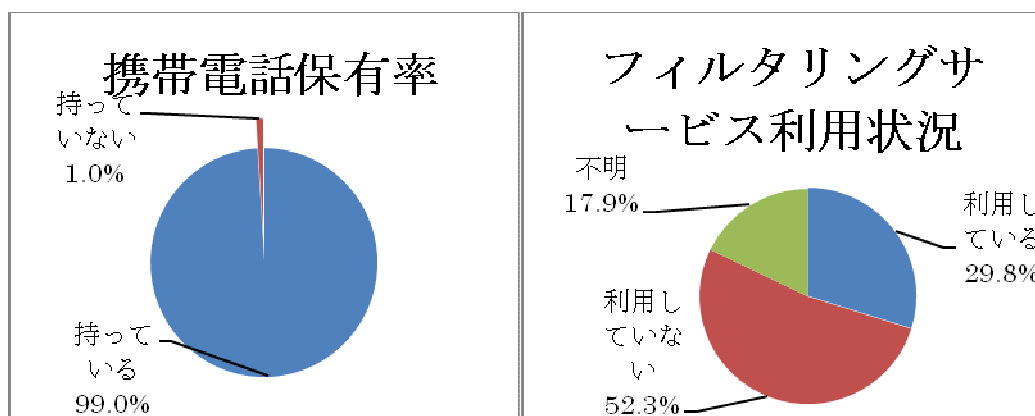
アンケート記入・回収

エ 配布物 「高齢者・若者向け悪徳商法被害未然防止出前講座テキスト 若者編」

オ 構内掲示用ポスター『「悪質商法」にだまされないために』2枚を校内に掲示

### 3. アンケートの実施

平成23年10月4日に全校生徒（712名）を対象に消費生活アンケートを実施した。その結果、99.0%の生徒は携帯電話を保有しており、そのうちフィルタリングをしている生徒は、わずかに29.8%であった。消費者トラブルは、携帯電話を利用するケースが一番多く、その際には、保護者の責任も問われるので、保護者に対しても十分な注意を呼びかけた方がよいと感じた。



#### 4 保護者への取組

県民生活部県民生活課では、消費生活講座の講師派遣や、映像教材の貸出、消費者トラブルなどの情報提供の事業も行っている。特に講師の派遣では、弁護士や消費生活相員等の消費者トラブルに関する専門員を派遣してくれる。本校では、それをPTA研修会で活用し、消費生活講座を実施した。参加者は保護者45名であった。講話の内容は、最近の高校生の消費者相談事例とその解決方法で、実際にあった消費者トラブルについて、具体例を話していただいた。

##### (1) 講話内容

愛知県に住む高校生の実際の相談例を取り入れて説明して欲しいことを依頼した。1時間という短い時間でもあり、保護者が興味を持ちそうな5つの具体例を事前に選んで実施した。その結果、保護者の方は熱心に講義を聴き、多くの質問があった。

##### (2) 取り上げた相談事例

###### Q アダルトサイトの料金請求

15歳の息子が、携帯電話で利用したアダルトサイトの料金99,800円をメールで請求され、一人で悩んでいた。母親が気づいて息子に問いただし、今回だけと考えてATMで振替をした。この場合、こちらの講座名義や口座番号を知られてしまうか？

A 相談者は、振替なのでゆうちょ銀行と考えられる。この販売は通信販売にあたる。息子は15歳であるのに年を偽ってアダルトサイトを利用した。また、フィルタリングサービスを利用していない親の責任もある。そして、親が振り込んだことにより、承認したことになり、お金は取り戻すことは出来ない。ゆうちょ銀行は、口座名義は相手に分かるが、口座番号までは分からない。口座名義は変えることができる。

###### Q 出会い系サイトの料金請求

高2の息子は、ある女性からメールで誘導され出会い系サイトに登録した。その女性とやりとりするうちに、女性が会いたいと行ってきた。しかし、お金がなくポイントを買えなくなったためサイトを利用しなかった。しかし、しばらくして女性が支払った898,000円を払えとメールがきた。携帯電話にも「女性が裁判を起こすと言っている。」と電話がかかり、怖くなった息子は業者に自分の住所や名前を教えてしまった。お金をなんとかしようとの思いで、逆援助サイトに登録したところ、140万円援助させてほしいとメールがきた。息子は連絡先を交換するために、文字化け解除名目料などで次々に料金を請求され、親に無断で、家にあったお金18万円を支払ってしまった。お金は取り戻すことは出来るのか？

A 高校生は出会い系サイトには登録できない。業者の責任は、年齢確認の有無である。また、親の責任としては、フィルタリングサービスを使用していないことがあげられる。また、息子は親に無断で18万円を振り込んだのであれば未成年者契約取り消しができる。支払い方法が、ATMでの振り込みであるならば、現金は現在、10万円以上は一度に振り込むことはできない。現金振込なら、取り戻せない場合が多いが、しかし、振込先の銀行口座をすぐに凍結すれば、振込詐欺救済法により、その口座に残金があれば、振り込んだお金は被害額に応じて返金される可能性がある。

Q 携帯メールの不当請求

高校3年生の娘がブログをしていた。ブログがあるサイトに表示されていたので電子広告をクリックしたら、たくさんのメールが届くようになった。メールを止めさせようと届いたメールの「配信停止の手続き」を開いてクリックしたら、携帯電話の画面に個別識別番号やIPアドレスと共に「5,000ポイント後払い契約完了」と表示された。その後、何回もメールが届くようになった。娘は「配信停止の手続き」のメールの中の「問い合わせ先」をクリックしたが、「5,000円払え」と返事が来るだけだった。娘は怖くなり、自分の小遣いで払ってしまったが取り返せるのか。

A 個別識別番号とは携帯のバッテリーケースに差し込まれているFOMAカードのことであるが、ゲームサイトのグリーなどに登録するときは、個別識別番号を登録するが、個人までは特定できない。IPアドレスは、プロバイダーを意味し、プロバイダーが個人の情報を漏らすことはできない。警察が捜査令状を持ってプロバイダーに捜査要請を出す以外には開示されない。また、PCには個別識別番号はない。これは、受信者の意向を無視して送っているスパムメールである。「特定電子メールによる送信の適正化等に関する法律」があるので、迷惑メール相談センター（03-5974-0068）に通報することがまずは大切である。なお、配信停止ボタンは、相手にメールアドレスが有効なアドレスで伝えてしまうことになるのでやめたほうがよい。

Q 身に覚えのない高額な請求

中学生の母親からの相談であり、身に覚えのない7万円の請求があり、カード会社に問い合わせをしたところ、「何かをダウンロードしたり、購入したりしている。」と言われた。他のカード会社からも5万円の請求がきたので、家族に聞いたところ、中学生の娘がゲームソフトの購入、漫画やビデオのダウ

ンロードに夢中になり、親のカードで決済していたことが分かった。払わなければならないのか。

A まず親のクレジットカードを無断で使用した子どもの責任が問われる。民法「不法行為」で追及される。また、親も子どもの監督責任を問われる。この場合、購入方法はクレジットでネット通販と思われる。販売店が契約の取り消しを容認すれば取り消しはできる。容認できなければ、不法行為をしたことをカード会社も黙っておらず、裁判で負けてしまい、結局は子どもに払うように言われるケースも多い。

Q 送られてこない品物

高校生の女子。携帯電話のショッピングサイトで、カラーコンタクトレンズを注文し、送料も含め3,680円を振り込んだ。品物がしばらくたっても届かなかったために、通販サイトのマイページからログインしようとしたらできなくなっていた。電話をしても留守電になっていて誰も出ないし、メールも届かなかった。品物を送るか、お金を返して欲しい。

A この販売はネット通販である。通信販売は、基本的にはクーリング・オフはできないので、返品特約の有無を確認することが必要である。また、未成年者の契約の取り消しは、3,680円という高校生のこずかいの範囲ではできない。このネット通販で注意することは、インターネットは著名性が高く、取引相手が信頼できるかどうか確認することが大切である。ジャドマークやオンラインマークがあるかどうか確認をしてから利用する。前払いは要注意で、代引きなどを利用する。

## 5 学年での取組

本校では、毎年卒業前の3年生全員を対象に、消費者教育の講話を実施している。平成23年度は、県民生活課が企画した、若者向け悪質商法被害未然防止出前講座の申込みをした。この講座は、消費者をとりまく環境が複雑になり、若者の悪質商法被害が多く発生しているため、悪質商法等の消費者問題を理解しやすいように寸劇を交えたものである。

### (1) 寸劇による消費者教育

本校には生徒を240名収容できるプレゼンテーションルームがある。総合学科棟の3階にあるために、劇のセットである荷物の移動は大変であるが、体育館などと違い、カメラで撮って、部屋の間と後方にある4台のモニターに写すことにより、部屋の後方の生徒からも劇がよく見えるようにすることができた。また、後方に座っている生徒にも、劇中で質問をするなど、生徒が退屈しないようお願いをした。実際に寸劇が始まると、その迫力で生徒は引きつけられ、生徒達は、最後まで集中して講座を受けることができた。劇で生徒を引きつけ、その後の消費生活アドバイザーによる解説という組み合わせは、生徒を飽きさせないよう工夫されていた。

## (2) 講座の実施風景



迫真の演技



問題を投げかける



解決方法を説明



240名収容のプレゼンテーション  
ションルーム



列後方の生徒に答えさせる



生徒は最後まで集中して  
講義を聴いた

## 6 おわりに

本校が消費者教育の指定校の任を受け、担当者として感じたことがある。それは、若年者消費者教育は、生徒に対して行うのも大切であるが、携帯電話にフィルタリングをかけていない保護者の責任なども問われるために、保護者に対しても消費者教育を行うべきである。また、消費者教育は、悪質商法などの被害の実例が、変化しているために、それに対応した内容で、毎年、消費者教育の講話や研修も必要となってくる。さいごに、私自身も、この機会に消費者教育に関心を持った。今後も、消費者教育の研修を続けるとともに、今回の講義や講習で得たものを、学校現場で子供たちに教え還元していきたい。

